

専門家委員会に関する情報の公開について

排出量取引の運用に関する専門家委員会の設置及び検討状況については、環境局HPに情報を掲載する。掲載情報に関しての考え方を、以下の通り整理する。

○委員会設置要綱、委員名簿は公表する。

○議事録の公開について

- 議事録は、委員及び事務局の説明、意見等の要旨をまとめた形で公表する。
- 委員意見については、発言者が特定されない形で記載する。

○会議資料の公開について

- 会議資料は原則として公開する。
- ただし、以下の資料は非公開とする。
 - ① 制度対象事業者等の企業秘密事項に該当する情報を扱った資料
 - ② セミナー等で公表する前の資料
 - ③ 決定前の検討段階の条例改正案／規則改正案等で、未成熟かつ未確定な情報を公開することで、制度対象事業者間に混乱を生じさせる可能性があるもの
- ①については、個人情報保護の観点から非公開とすることについては問題ないと考えられる。
- ②については、当該専門家委員会でより事業者にとって分かりやすい情報提供のあり方を検討したうえで最終的に公表に至ることから、非公開とすることについては問題ないと考えられる。
- ③については、未成熟かつ未確定な情報を公開することで、制度対象事業者間に混乱を生じさせる可能性があることから、非公開とすることについては問題ないと考えられる。